

付加的業務の運用基準(案) の試行について

平成23年度請負工事に於ける入札契約関係等に関する
建設業界向け説明会

平成23年4月15日
国土交通省 中部地方整備局

付加的業務の運用基準(案)の試行について

工事請負契約における設計変更ガイドライン(H21.11)

設計変更に伴う、受発注間の役割分担を明確化しており、具体的な考え方や手続きを示している。
(平成22年度 中部地方整備局 土木工事特記仕様書 1-1-51設計変更等に記載)

◆共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲(照査の範囲)

- ①現場地形図……………実測横断図
- ②設計図との対比図……………当初設計図への現地盤線等の作図
- ③取り合図……………当初設計図への既設構造物の追記
- ④施工図……………実施工程上問題となる施工資料

◆照査の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用負担は発注者の責任

ガイドラインP6 「設計図書の照査」の範囲を超える資料作成のケース

- ①現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの
- ②現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの
- ③現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの

⋮

しかし、実態は…

変更図面・数量計算書等の工事資料について受注者が実施した場合の発注者による費用負担がなされたものは、50%にとどまる。

※付加的業務とは、設計照査の範囲を超える資料作成

付加的業務の運用基準(案)の試行について

運用基準(案)

- ◆設計変更の一層の円滑を図る観点から下記の条件を付してやむを得ない場合のみ受注者へ設計図書の訂正又は変更に係わる作業を依頼できるようにした。
- ◆受注者にて図面修正等実施した場合の費用計上についても中部地整統一の基準を策定。
- ◆適用時期は、平成23年1月18日以降に適用条件を満たす土木工事より適用。

適用条件

以下3つの条件を全て満たす場合のみ適用

①

発注者の発議により、設計図書の修正とりまとめ作業を受注者が実施することについて、事前協議(作業期間を含む)が整っていること

②

設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式が変わらない等設計思想が変わらないこと

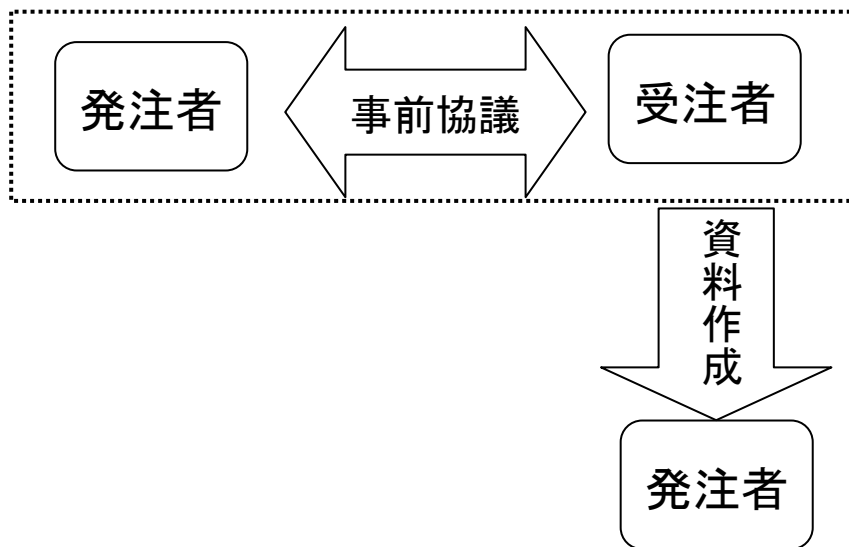
③

出来形管理のとりまとめ時期等から想定して受注者以外ではとりまとめが困難な場合

①

発注者の発議により、設計図書の修正とりまとめ作業を受注者が実施することについて、事前協議(作業期間を含む)が整っていること

《協議イメージ》

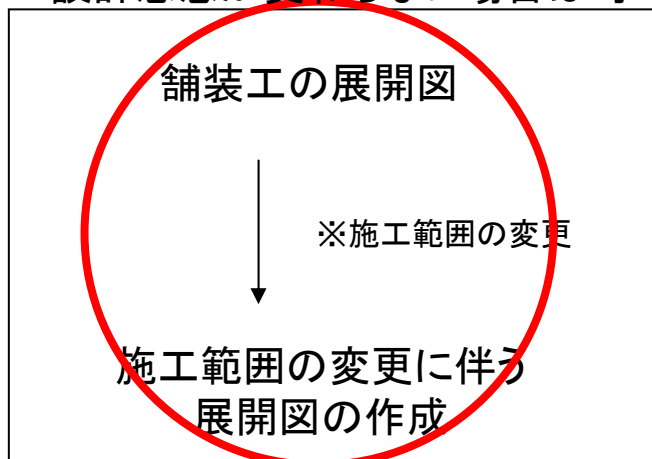


※②、③に限定した資料作成に関する納期及び対価について合意

②

設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式が変わらない等設計思想が変わらないこと

設計思想が変わらない場合は可



設計思想が変わる場合は不可



付加的業務の運用基準(案)の試行について

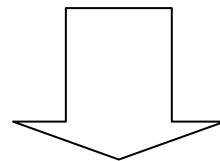
③

出来形管理のとりまとめ時期等から想定して
受注者以外ではとりまとめが困難な場合

《取り纏め時期
のイメージ》

〇〇〇〇工事

		工事着手						工期末
路体盛土工		■						
路床盛土工		■						
擁壁工								
	重力式擁壁		■					
	補強土壁工		■					
						出来形検測		
						資料取り纏め		



①～③の3つの条件が全て満たす場合のみ、受注者へ図面修正・数量計算書の作成を依頼することができるものとする。

工事請負契約における
設計変更ガイドライン

(改訂版)
～本編～

平成21年11月

国土交通省
中部地方整備局

はじめに

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更しなくてはならなくなる場合がある。

設計変更については「土木工事標準請負契約約款」においてその手続は定められているものの、当初の施工条件が明確になっていない・協議による内容の曖昧さなど様々な理由により、設計変更が適切に行われていない事例があるとの指摘もされている。

そのため中部地方整備局においては現場技術力向上の研修や、発注者としての役割を果たすため「工事執行プロセス検討会」にて工事施工段階における資料作成業務等についての改善策・的確ですばやい判断・回答・指示などについても検討を行っている。

「設計変更ガイドライン」は、これを請負者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的としたものである。

今回、平成15年より運用している「設計照査のガイドライン」についても設計変更手続きの一連の流れとして大きく関わってくるため本ガイドラインと統合をし、さらに平成20年12月より設計変更に伴う契約変更に於ける片務契約解消のため「設計変更に伴う適正な措置」の試行も始めたこと等を踏まえて改訂したものである。

「設計変更ガイドライン」については今後においても、関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していくものである。

国土交通省 中部地方整備局
総務部 契約課
企画部 技術管理課

3 設計図書の照査について ①

◆工事請負契約書及び土木工事共通仕様書において設計照査の実施は請負者の責務

(1) 工事請負契約書第18条（条件変更等）

乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(2) 土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3 設計図書の照査について ②

◆設計図書の照査の範囲

●共通仕様書により請負者が作成する資料の範囲

①現場地形図・・・実測横断図

設計図との対比図・・・当初設計図への現地盤線等の作図

取り合い図・・・当初設計図への既設構造物の追記

施工図・・・実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料（注1）とは現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする

注1）更なる追加資料とはP4(2)最終行「更に詳細な説明又は書面の追加」を指す

注2）現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して**新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない**。請負者の資料に対して**更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務**において実施するものとする。

設計照査の範囲を超えるものの事例を次ページに示す。

◆工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事請負者は、工事請負契約書及び共通仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には、巻末「設計図書の照査要領」の照査の項目を実施する。

また、その他の工種についても、本ガイドラインに準拠出来るものがあれば、発注者と請負者において協議し、運用出来るものとする。

3 設計図書の照査について ③

◆ 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。「設計図書の照査」の範囲を超えたものは以下が考えられる。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
 - ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
 - ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
 - ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
 - ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
 - ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
 - ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
 - ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
 - ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
 - ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「16-4-3路面切削工」「16-4-5切削オーバーレイ工」「16-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- (注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

4. 設計図書変更の実施者

◆契約書では**設計図書の訂正又は変更は発注者が行う**こととしている。

契約書抜粋

第18条（条件変更等）

4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- | | |
|--|--------------------|
| 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し
設計図書を訂正する必要があるもの。 | 甲が行う |
| 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を
変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの | 甲が行う |
| 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更
する場合で工事目的物の変更を伴わないもの | 甲乙協議して 甲が行う |

5 設計変更の対象となるケース ①

下記のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより**設計変更が実施される**。

◆工事請負契約書第18条（条件変更等）に該当

- 設計図書に誤謬^{ごびゅう}又は脱漏がある場合（第18条第1項の二）
 - 例）条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。
 - 条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する条件明示がない。
 - 条件明示する必要があるにも係わらず交通整理員に関する条件明示がない。
- 設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1項の三）
 - 例）土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。
 - 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。（第18条第1項の四）
 - 例）設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
 - 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。
 - 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない。
 - 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合。

◆工事請負契約書第19条（設計図書の変更）に該当

- 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合。

5 設計変更の対象となるケース ②

下記のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより**設計変更が実施される**。

◆工事請負契約書第20条（工事の中止）に該当

- 請負者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により、請負者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の一部又は全部を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、請負者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

例) 関係機関協議が未了のため工事に着手出来ない。 等

詳細については「工事一時中止に係るガイドライン（案）」参照

記載内容の概要

発注者の中止指示義務
工事を中止すべき場合
請負代金又は工期の変更
増加費用の考え方 等

◆「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

- 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
(土木工事共通仕様書1-1-3第2項の「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではありません)
(次頁参照)

例) 構造物の位置・高さ・延長等が変更となり構造計算の再計算が必要。 等

6 設計変更の対象とならないケース ①

下記のような場合は、原則として**設計変更が実施されない**。
(ただし契約書26条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない)

- 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず**請負者が独自に判断して施工を実施**した場合。

対応例) 請負者は契約書18条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に提出し確認を求める。

- 発注者と「協議」を行っているが、**発注者からの回答前に施工を実施**した場合。

対応例) 協議の回答は契約書により**発注者が契約書18条第3項により調査の終了後14日以内にすることとなり速やかな回答は発注者の責務である**。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、**請負者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である**。

- **「承諾」で施工**した場合。

対応例) 承諾とは請負者が自らの都合による施工方法等について監督職員に同意を得るものである。**設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は契約書18条による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである**。

6 設計変更の対象とならないケース ②

下記のような場合は、原則として**設計変更が実施されない**。
(ただし契約書26条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない)

- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められた**所定の手続き（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）を経ていない場合。**

対応例) **発注者**及び**請負者**は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続を行う。

- **指示・協議等、書面によらない場合。**

対応例) **発注者**は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
請負者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。